

# 参考

## 北海道農業・農村振興条例

平成九年四月三日  
北海道条例第十号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条～第四条）

#### 第二章 農業・農村の振興に関する基本的施策

##### 第一節 施策の基本方針（第五条）

##### 第二節 農業・農村振興推進計画（第六条）

#### 第三章 農業・農村を支える基盤の形成

##### 第一節 道民の理解の促進等（第十条）

##### 第二節 北海道農業・農村ふれあい促進基金（第十一条～第

##### 二十七条）

#### 第四章 北海道農業・農村振興審議会（第十八条～第二十五条）

#### 附則

北海道の農業は、恵まれた自然と豊かな大地の下で、先人たちのたゆみな  
い努力の積重ねを礎に、北海道の経済を支える重要な産業として発展を遂げ、  
今日、生産性の高い大規模で専業的な農業経営が展開されている。  
私たちは、北海道の農業が道民のみならず広く国民に食料を安定的に供給  
するなどの役割を担つており、農業・農村の振興が地域の経済社会の健全な  
発展に寄与している」と改めて認識する。

しかしながら、近時、農産物の輸入自由化や食料消費構造の変化をはじめ、  
世界的な人口増加、環境問題など農業・農村を取り巻く状況が大きく変動す  
る中で、農業経営の安定や農村の活性化をこれまで以上に図り」と、さうい  
うに是食料自給の在り方を見直すことも求められている。

このような状況に直面している農業を魅力のあるものとし活力のある農村  
を築き上げるには、創意工夫に富んだ扱い手を育成し農地を適切に保全しつ  
つ、生産経費の低減を図りながら安全かつ良質な食料の供給に努めていかな  
ければならない。また、環境と調和した農業を推進するとともに、国土の保  
全、良好な景観の形成といった農業・農村が有する多面的な機能を増進する  
ことが重要である。

加えて、農業・農村の振興を進めていくためには、新しい時代を切り拓く  
という農業者自らの意欲はもとより、次代を担う子供たちと私たちがともに、  
農業・農村について積極的に学ぶことが大切である。

このような考え方方に立つて、北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、  
将来に引き継いでいくため、この条例を制定する。

#### 第一条 総則（目的）

この条例は、農業・農村の振興に関する施策の基本となる事項を定  
め、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する  
ことにより、農業の健全な発展及び豊かで住みよい農村の確立に寄  
与する」ことを目的とする。

#### （道の責務）

道は、農業・農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、  
及び実施する責務を有する。

道は、農業・農村の振興を図る上で市町村が果たす役割的重要性に  
からんがみ、市町村が次条に規定する施策を策定し、及び実施しよう  
とする場合には、助言その他の必要な支援を行つものとする。

(市町村の責務)

第二条 市町村は、当該市町村の自然的・社会的条件に応じた農業・農村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(年次報告)

第四条 知事は、毎年、議会に、農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関する講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(年次報告)

第一章 農業・農村の振興に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

第五条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、農業・農村の振興に関する施

策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 収益性の高い地域農業の確立を図ること。

二 多様でゆとりのある農業経営を促進すること。

三 農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること。

四 環境と調和した持続的発展が可能な農業を促進すること。

五 豊かさと活力のある農村の構築を図ること。

第二節 農業・農村振興推進計画

第六条 知事は、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

するための計画（以下「振興推進計画」という。）を策定しなければならぬ。

振興推進計画は、農業・農村の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。

3 知事は、振興推進計画を策定するに当たつては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、振興推進計画を策定するに当たつては、あらかじめ、北海道農業・農村振興審議会の意見を聽かなければならない。

5 知事は、振興推進計画を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公

表しなければならない。

6 前二項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

第二節 農業・農村の振興に関する施策等（農産物の安定的な生産の促進）

第七条 道は、需要の動向に応じた農産物の安定的な生産の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

第八条 道は、農業の生産性の向上を図るため、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（農産物の附加価値の向上等）

第九条 道は、農産物の附加価値の向上及び販路の拡大を図るため、流通加工施設の整備、産地銘柄等の確立及び食料品製造業その他の農業に関連する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業の振興に資する技術の向上）

第十条 道は、農業の振興に資する技術の向上を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（農業経営の体質強化）

第十一条 道は、農業経営の体質強化を図るために、金融制度の充実、組織化及び情報利用の高度化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（農業経営の多様化）

第十二条 道は、農業経営の多様化を図るために、農業者の創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（農地の利用の集積）

第十三条 道は、農地の利用の集積を図るために、農地の流動化及び集団化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (扱い手の育成及び確保等)

第十四条 道は、農業の扱い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図るために、教育、研修及び就農支援の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (環境と調和した農業の促進等)

第十五条 道は、農業による環境への負荷の低減及び国土の保全、良好な景観の形成その他の農業・農村が有する多面的な機能の増進のために必要な措置を講ずるものとする。

### (定住環境の整備)

第十六条 道は、農村における定住環境の整備を図るため、生活環境の整備

その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (活力のある農村の構築)

第十七条 道は、活力のある農村の構築に資するため、農業者の自発的な活動及び都市と農村との交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (財政上の措置)

第十八条 道は、農業・農村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (農業者等の自主的な努力)

第十九条 道は、農業・農村の振興に関する施策を講ずるに当たっては、農業者又は農業・農村に関係する団体の自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

### (知事への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定める。

### 第一節 農業・農村を支える基盤の形成

#### 第一節 道民の理解の促進等

第二十条 道は、農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

道は、農業・農村に対する道民の理解の促進に資するため、情報の提供、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第一節 北海道農業・農村ふれあい促進基金

### (設置)

第二十一条 農業・農村に対する道民の理解の促進のために必要な事業に要する経費(以下「事業費」という。)の財源に充てるため、北海道農業・農村ふれあい促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立額)

第二十二条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

### (基金の使用)

第二十三条 基金は、事業費に充てるため、その全部又は一部を使用することができる。

前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として拔出すものとする。

### (現金の管理)

第二十四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第二十五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、事業費に充て、又は基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第二十六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## 第四章 北海道農業・農村振興審議会

### (設置)

第二十七条 北海道における農業・農村の振興を図るため、知事の附屬機関

として、北海道農業・農村振興審議会（以下「審議会」といふ。）を置く。

（所掌事項）

第二十九条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、農業・農村の振興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を具申することができる。

（組織）

第三十条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

第三十一条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（一） 学識経験を有する者

（二） 農業・農村に関する団体の役職員

（三） 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第三十二条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第三十二条 審議会の会議は、会長が召集する。

2 審議会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第三十四条 審議会に、必要に応じ、部会を開くことができる。

（規則への委任）

第三十五条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

一 この条例は、平成九年月日から施行する。

二 北海道農業振興審議会条例（昭和五十五年北海道条例第二〇四）は、廃止する。



▲白老町の黒毛和牛